

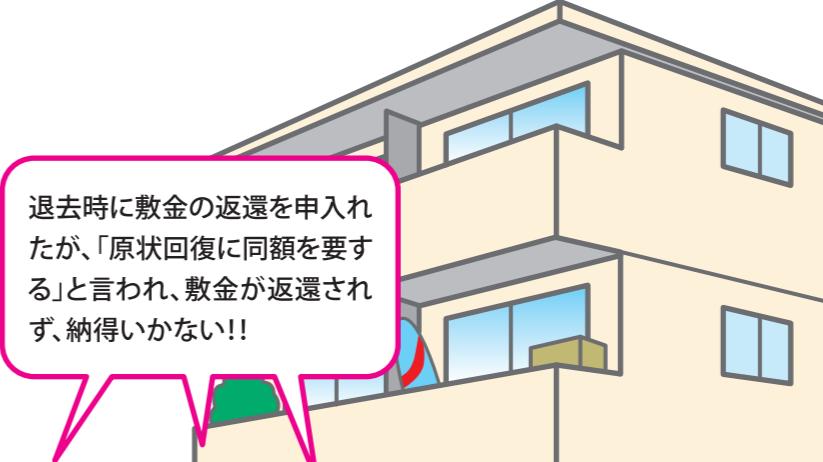
賃貸住宅の賃貸借に関する紛争を取り扱うADR機関一覧

令和2年8月未現在

名前	取扱業務	住所	電話番号
札幌市弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	札幌市中央区北1条西10丁目 011-25-7330	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)
札幌司法書士会ADRセンター*	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)	札幌市中央区北1条西13丁目5番地 011-27-0050	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
行政改訂司法書士会紛争解決センター*	敷金返還等に関する紛争 民事に関する紛争(全般)	札幌市中央区北1条西10丁目1番5号 青森県司法書士会調停センター 011-22-1221	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
青森県司法書士会ADRセンター*	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)	青森市長町3丁目5番16号 017-75-5398	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
岩手県司法書士会紛争解決センター*	民事による紛争(全般)	盛岡市大通1丁目2番1号 仙台市青葉区春1町8番3号 019-65-5095	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
宮城県司法書士会調停センター*	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)	仙台市青葉区国分町3丁目3番2号 022-65-6755	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
行政改訂司法書士会ADRセンター「宮城」	敷金返還等に関する紛争 民事に関する紛争(全般)	仙台市青葉区1丁目1番18号 022-79-9701	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
仙台市弁護士会紛争解決センター	民事による紛争(全般)	仙台市青葉区1番町2丁目1番18号 022-22-53005	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
秋田県司法書士会調停センター*	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)	秋田市山王6丁目3番4号 018-82-0187	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
山形県司法書士会紛争解決センター*	民事による紛争(全般)	山形市七日町2丁目7番1号 山形市小白川1丁目1番2号 023-63-3648 023-62-3-054	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
山形県司法書士会調停センター*	民事による紛争(全般)	福島市山下町1番24号 024-53-2334	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
福島県司法書士会紛争解決センター*	民事による紛争(全般)	福島市新潟1丁番28号 024-53-4-5002	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
茨城県司法書士会調停センター*	民事による紛争(全般)	水戸市五町1丁目1番16号 029-22-0111	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
栃木県司法書士会紛争解決センター*	民事による紛争(全般)	宇都宮市明保町1番6号 028-68-9000	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
群馬県司法書士会調停センター*	民事による紛争(全般)	宇都宮市美野町1番1号 028-61-1122	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
埼玉県司法書士会調停センター*	民事による紛争(全般)	前橋市大手町3丁目6番6号 027-23-9321	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
埼玉県司法書士会紛争解決センター	民事による紛争(全般)	さいたま市浦和区高砂3丁目1番58号 048-86-4600	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
埼玉県司法書士会調停センター	民事による紛争(全般)	さいたま市浦和区高砂2-2-1浦和駅跡ハイツ2階 048-710-5666	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
行政改訂司法書士会紛争解決センター「埼玉」*	敷金返還等に関する紛争 民事による紛争(全般)	さいたま市浦和区中町3丁目1番11号 048-83-1132	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
千葉県司法書士会調停センター*	民事による紛争(全般)	千葉市美浜区幸町2丁目2番1号 043-24-2666	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
東京弁護士会紛争解決センター	民事による紛争(全般)	千代田区霞が関1丁目1番3号並木屋会館2階 03-3581-0031	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
第一東京弁護士会紛争センター	民事による紛争(全般)	千代田区霞が関1丁目3番3号並木屋会館1階 03-3595-8588	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
第二東京弁護士会紛争センター	民事による紛争(全般)	千代田区霞が関1丁目3番3号並木屋会館9階 03-3581-2249	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
東京司法書士会調停センター*「東京」*	民事による紛争(全般)	新宿区西早稲田3丁目37番37号 03-3352-8844	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
行政改訂ADRセンター「東京」*	民事による紛争(全般)	目黒区青葉台3丁目6番1号行政書士会館 03-5489-7441	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
IL Cenター*	重要消費者紛争(消費者と事業者との間で起る紛争のうち、その解決が全国的に重要なもの)	文京区本郷1丁目13番7号ハイツ402号室 03-6277-8384	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
独立行政法人 国民生活センター紛争解決委員会	民事による紛争(全般)	港区高輪3丁目1番22号 03-5475-1979	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
神奈川県弁護士会紛争解決センター*	民事による紛争(全般)	横浜市西区日本大道港通地 045-21-7116	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
神奈川県司法書士会紛争解決センター*	民事による紛争(全般)	横浜市中区吉浜町1番地 045-541-1372	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
行政改訂ADRセンター「神奈川」*	敷金返還等に関する紛争 民事による紛争(全般)	横浜市中区山下町2番地産業貿易センタービル2階 045-57-6322	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
新潟県司法書士会示範センター	民事による紛争(全般)	新潟市中央区学校通り番2番地 025-22-5533	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
新潟県司法書士会調停センター「新潟」*	民事による紛争(全般)	新潟市中央区番町1丁目4番3号 025-24-5121	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
行政改訂司法書士会紛争解決センター	民事による紛争(全般)	新潟市中央区番町3丁目4番地 025-24-038	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
富山県司法書士会調停センター	民事による紛争(全般)	富山市長柄3丁目4-1 026-42-4811	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
富山県司法書士会調停センター	民事による紛争(全般)	富山市神通本町1丁目1番16号エグゼル神通2階 076-43-1-9332	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
金沢県司法書士会調停センター*	民事による紛争(全般)	金沢市丸の内1番35号 076-22-0242	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
山梨県弁護士会紛争解決センター*	民事による紛争(全般)	甲府市中央1丁目8番3号 055-23-7202	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
山梨県行政改訂司法書士会紛争解決センター	民事による紛争(全般)	甲府市北口1丁目6番3号 055-25-9900	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
長野県司法書士会調停センター	民事による紛争(全般)	長野市妻木432番地 026-23-2104	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
長野県行政改訂司法書士会紛争解決センター*	民事による紛争(全般)	長野市大字南長野郡科339番地1 026-23-2492	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
長野県行政改訂司法書士会紛争解決センター*	民事による紛争(全般)	長野市金竜町1009-3 026-22-1-300	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
岐阜県司法書士会調停センター	民事による紛争(全般)	岐阜市瑞穂町5丁目1番地 058-246-1568	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)
岐阜県行政改訂司法書士会示範センター	民事による紛争(全般)	岐阜市瑞穂町22番地 058-265-0020	民事による紛争(紛争の額が140万円以下)

民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブル/
でお困りの借主や貸主のみなさまへ

民間賃貸住宅分野の 「裁判外紛争解決手続(ADR)」 をご利用ください



退去時に敷金の返還を申入れたが、「原状回復に同額を要する」と言われ、敷金が返還されず、納得いかない!!

修理費用を請求したが支払っていただけないので、修理時に壁穴を開けられてしまふのがひどい!!



本パンフレットは、民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブルを抱えている借主、貸主のみなさまに裁判以外に紛争を解決する方法として、民間賃貸住宅分野の裁判外紛争解決手続(ADR)を紹介するものです。

国土交通省住宅局住宅総合整備課賃貸住宅対策室

>> 民間賃貸住宅の賃貸借をめぐる紛争

民間賃貸住宅の賃貸借をめぐる紛争としては、主に次のようなものがあげられます。



>> ADRの特徴

専門家のサポートが受けられます



トラブルの内容に応じて、専門的な知識・経験を持つ弁護士、司法書士、行政書士などが解決のサポートをします。



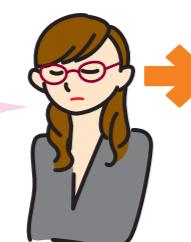
プライバシーが守られます

ADRでは、解決までの過程及び結論は原則として公開されません。



>> ADRによる紛争の解決策

トラブルは解決したいが、裁判までするには大げさな感じがする。
また、裁判になれば時間や費用もかかってしまいそうなので、そこまでは踏み切れない。



このような場合に、裁判以外の方法でさまざまな民事上のトラブルを解決する方法があります。これが、「裁判外紛争解決手続(=ADR*)」と呼ばれるものです。ADRが訴訟(裁判)と異なる点は、ADRの場合、紛争の解決に必ず当事者同士の合意が必要であるということです。合意の種類には、『調停・あっせん』と『仲裁』があります。

*ADR:「Alternative Dispute Resolution」(「裁判に代替する紛争解決手続」)の略称であり、我が国でも、頭文字をとって「ADR(エー・ディー・アール)」と呼ばれています。

調停・あっせん

調停・あっせんは、当事者間の自主的な紛争解決のために、調停人、あっせん人が中立的な第三者として仲介し、トラブルの解決についての合意ができるように、話し合いや交渉を進め、利害を調整したりする手続です。ちなみに「調停」と「あっせん」はほぼ同じ意味で使われています。

仲裁

仲裁は、当事者同士が紛争について第三者である仲裁人の判断に委ね、その判断に拘束されることを合意した上で(仲裁合意)進められる手続です。

仲裁による判断は、裁判の判断と同じ効力があり、当事者は拒否することができません。

相談

よりよい解決方法のアドバイスをADR機関等の専門知識を有する機関が行っている場合があります。まず相談してみましょう。



利用にあたっては事前に説明が受けられます

法務大臣により認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行うADR機関*は、利用者に対し、事前に手続きの内容、進め方、費用等について、説明することが法律で義務付けられています。

ADR機関を利用するか否かは、この説明を聞いた上で、判断することができます。



裁判に比較し短期間の交渉で解決できます

裁判と異なり、当事者の合意によって、柔軟かつスピーディーに進めることが可能であり、その分、紛争解決に要する期間が短く、費用も抑えることができます。



注)「仲裁」「相談」については、全てのADR機関で実施しているものではありませんので、実施については各機関にお問い合わせください。

>> 調停・あっせんの手続きの流れ

ADR機関によって手続きの流れが異なる場合がありますが、一般的な流れは、次のとおりです。

